

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
休むが、
日ごと
の翌日)

◇ 告 示 目 次

- 自衛官の募集
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 解除予定の保安林(五件)
- 林業種苗法による講習会の開催
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 開発行為に関する工事の完了
- 都市計画事業の認可(二件)

告 示

鳥取県告示第二十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十二年第四次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十三年一月一日から昭和五十三年三月三十一日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市東町一丁目三〇五 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十

五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第千二十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
瀧田小児科医院	鳥取市湖山町北四丁目八八八一	昭和五十二年十二月六日
聖園ベビーホーム診療所	米子市旗ヶ崎七四〇	昭和五十二年十二月一日
井奥産婦人科医院	倉吉市仲町七七〇	昭和五十二年十二月六日
川西歯科医院	倉吉市西倉吉町二二	昭和五十二年十二月一日
清水内科医院	鳥取市吉方町二丁目四三七	昭和五十二年十二月九日

鳥取県告示第千二十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
瀧田小児科医院	鳥取市湖山町北四丁目八八八一	全国	昭和五十二年十二月六日
聖園ベビーホーム診療所	米子市旗ヶ崎七四〇	"	昭和五十二年十二月一日
井奥産婦人科医院	倉吉市仲町七七〇	"	昭和五十二年十二月六日
川西歯科医院	倉吉市西倉吉町二二	"	昭和五十二年十二月一日
清水内科医院	鳥取市吉方町二丁目四三七	"	昭和五十二年十二月九日

鳥取県告示第千二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山一四七の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字長川ノ西平一五二三の六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字名山二六一の二五(国有林)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

気象観測施設用地とするため

鳥取県告示第千三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字鳥ヶ鳴一一五七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七五七の四一、七五七の七七、七五七の七九(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

二 開催日時及び開催場所

開 催 日 時	開 催 場 所
昭和五十三年一月二十三日 午前十時から午後五時まで	鳥取市東町二丁目二七一番地 鳥取県庁第二庁舎第五会議室

三 講習科目及び講習時間

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(四千円)に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて、昭和五十三年一月十四日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具、印鑑及び昼食

鳥取県告示第千三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

八頭中央土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 波多野 俊 爾 八頭郡家町大字西御門一一三一

坂本 清実 船岡町大字船岡二九八

奥谷 金光 河原町大字山手四〇四

細田 稔 郡家町大字大門一六七

三木 薫 土師百井一五一

大川 喜由 船岡町大字下濃一六五

松岡 弘祐 河原町大字徳吉二二四

林 篤 郡家町大字万代寺二一七

坂本 昭典 市谷四一七

奥田 芳水 池田三一四

澤田 博 米岡一六七

豊口 文男 船岡町大字福井三三四

沖田 満寿男 船岡六五七

兼田 豊治 坂田一〇五

西川 佳敏 河原町大字今在家六三五

田中英治 三谷三六二

中川竹治 船岡町大字郡家三〇四

賀川 清 郡家町大字久能寺一九四

小谷 武延 米岡五九八一

市村 仲治 河原町大字高福九六

監事 滝本 管治 片山八八一

石破 満寿雄 郡家町大字殿三一七

岩成 市三 船岡町大字船岡四四九

昭和五十二年十一月一日第一回総代会が開催されたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により同日退任

八頭中央土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 波多野 俊 爾 八頭郡家町大字西御門一一三一

坂本 清実 船岡町大字船岡二九八

奥谷 金光 河原町大字山手四〇四

細田 稔 郡家町大字大門一六七

三木 薫 土師百井一五一

大川 喜由 船岡町大字下濃一六五

富山 武雄 河原町大字徳吉二六〇

林 篤 郡家町大字万代寺二一七

坂本 昭典 市谷四一七

奥田 芳水 池田三一四

山本 実 米岡二〇五

豊口 文男 船岡町大字福井三三四

沖田 満寿男	船岡六五七
兼田 豊治	坂田一〇五
西川 佳敏	河原町大字今在家六三五
田中英治	三谷三六二
中川竹治	船岡町大字郡家三〇四
賀川幸雄	郡家町大字久能寺二八〇一
小谷武延	米岡五九八一
市村仲治	河原町大字高福九六
滝本管治	片山八八一
石破 満寿雄	郡家町大字殿三一七
岩成市三	河原町大字船岡四四九

昭和五十二年十一月一日開催の第一回総代会において、役員選挙の結果
当選し、同日就任 任期三年

鳥取県告示第千三十五号

大原土地改良区から申請のあつた土地改良(大原地区農道舗装)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月十二日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十六号

昭和五十二年九月二十二日付けで青谷町から申請のあつた土地改良(日

置谷地区農業用水排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年四月二十六日 鳥取県指令受都計第百七十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字東上美田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号

石油荷役株式会社

取締役社長 堀江清一

鳥取県告示第千三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

羽合町大字下浅津字鍛冶屋、字沢屋敷、字味噌ノ隈、字北屋敷、字神田分、字為刈、字柳、字井元、字村西、字中屋敷、字南屋敷、字イツ又、字船寄、字下大坪、字上大坪、字間寄、字当連、字籾、

字弁慶、字樋ケ口及び字片風、大字上浅津字龍神、字出口、字二ノ

中島、字中島、字一ノ屋敷、字二ノ屋敷、字三ノ屋敷、字四ノ屋敷、

字古屋敷、字柳原、字二ノ柳原、字三ノ柳原、字黒田、字井料田、

字二ノ井料田、字隈黒田、字穴以後、字堂ノ本、字湯神、字五ノ坪、

字雨龍土、字二ノ雨龍土、字知指、字九ノ坪、字餅ケ坪、字二ノ餅

ケ坪、字三ノ餅ケ坪、字七反ケ坪、字稻平、字明德、字京丸、字上

船木、字下船木、字井作、字四ノ坪、字浜田、字二ノ浜田、字木笠、

字上松無、字松無、字宮ノ本及び字二ノ宮ノ本並びに大字長瀬字三

ツ実

使用の部分

なし

鳥取県告示第千三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道

三 事業施行期間

四
事業地

昭和五十二年十二月十六日から昭和五十九年三月三十一日まで

収用の部分

東郷町大字長江字東蓼尾、字蓼尾、字東芦崎及び字礮崎、大字門田字小池、大字長和田字小池、字川尻、字砂田、字入江及び字狐コロシ、大字野花字岩根、字西走り出、字東走り出、字東前田及び字野花川、大字引地字舞鶴、字向川尻、字内川尻、字寺前、字村前、字杭ノ和田、字渡り上り、字明五ノ湯、字向灘及び字青鷺、大字中興寺字松原、字市場頭、字中坪、字駒ヶ坪、字深田、字浜田、字四月井手、字腰舞、字屋敷、字谷口、字小草及び字青木、大字松崎字新町、字田町、字西ノ丸、字城山、字堀、字仲町、字上町及び字町浦、大字藤津字泥中、字奥、字向田、字中浜、字沖新田、字竜王前及び字前田、大字久見字片原ヶ坪、字大坪、字小五郎、字樋ノ詰、字角ノ目、字屋敷、字空谷、字清水冷り、字前田、字向畑、字桜ヶ坪、字京免、字六反田及び字掛定、大字田畑字田中、字山崎、字高柳、字走り出及び字鳥居松並びに大字旭

使用の部分

なし

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】